

都市農村交流による移住・交流人口の拡大に
関する施策について

平成26年10月
農林水産省

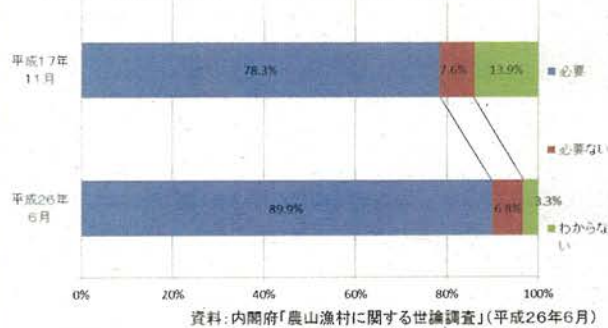
1. 「都市農村交流」の変遷

- 都市農村交流については、食料・農業・農村基本法(平成11年)において、国民の農業・農村に対する理解醸成や健康でゆとりのある生活に資することをその役割として規定。
- 平成19年には「農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律」(農山漁村活性化法)が制定。都市農村交流を地域活性化の手法として規定。
- 農山漁村における人口減少・高齢化が進行する中、農山漁村に対するニーズの高まりを踏まえ、他分野との連携の強化、女性や若者、高齢者の知恵・感性を活かした取組の促進等により都市農村交流を所得・雇用の確保、移住・定住につなげていくことが重要。

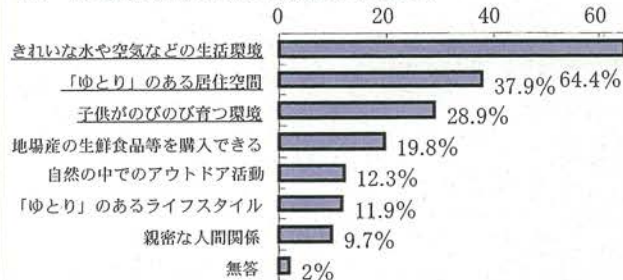
食料・農業・農村基本法制定(H11)

- ・ 国民の農業及び農村に対する理解と関心を深めるとともに、健康的でゆとりのある生活に資する

1. 都市と農山漁村の共生・対流に対する関心



2. 都市住民が感じる農村の魅力



資料：日本農業研究所「都市と農村の共生・対流等に関する都市住民及び農業者意向調査」(H14年)
注：関東1都3県の都市部に在住する住民1,500人へのアンケート調査結果

農山漁村活性化法制定(H19)

- ・ 農山漁村における定住等及び農山漁村と都市との地域間交流を促進するための措置を講ずることにより、農山漁村の活性化を図る

これまでの取組

- ・ 農山漁村活性化法に基づく計画策定の進展に併せ、「農山漁村活性化支援プロジェクト交付金」等により、定住等及び地域間交流を促進するための施設整備等を実施。
- ・ また、「都市農村共生・対流総合対策交付金」(H25～)等により、ソフト面からも地域活動を支援。



廃校を活用した交流拠点



農林漁業体験

人口減少社会における都市農村交流

○ 背景

農村部では、都市部に先駆けて人口減少・高齢化が進行する一方、以下の社会情勢が進展。

① 農業・農村への関心の高まり

- ・ 若者を含め、都市住民の田舎暮らしへの関心の高まり(UIJターンの動き)。

② 農業・農村をめぐるニーズの高まり

- ・ 今後増加が見込まれる訪日外国人旅行者の農山漁村への呼び込みなど観光との連携をはじめ、教育、福祉分野等他分野と農業との新たな連携ニーズの高まり。

③ 農村部における人材のポテンシャル

- ・ 女性や若者、高齢者が有する知見・感性を活かした、6次産業化等への取組の動き。



○ 今後の展開方向

他分野との連携強化、女性や若者、高齢者の知見・感性を活かした取組の促進等により、農山漁村の魅力を高めるとともに、都市と農山漁村のつながりを強め、農村地域における所得・雇用の確保や、移住・定住につなげていく必要。

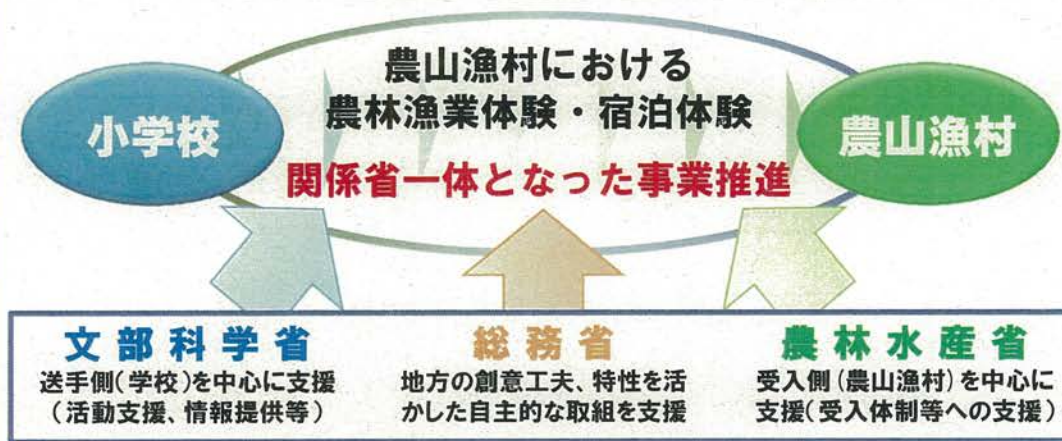
2. 「教育」との連携(子ども農山漁村交流プロジェクト)

- 「子ども農山漁村交流プロジェクト」は、農山漁村での宿泊体験を通じて、子供たちの「生きる力」を育成し、コミュニケーション能力や自主性、自立心などを向上させるとともに、都市と農山漁村の交流による地域の再生・活性化を図る取組であり、総務省・文部科学省・農林水産省が連携して支援。
- 平成25年度までに417地域で約50万人の小学生が参加(うち155地域は農林水産省予算により採択。同地域で約15万人が参加)。

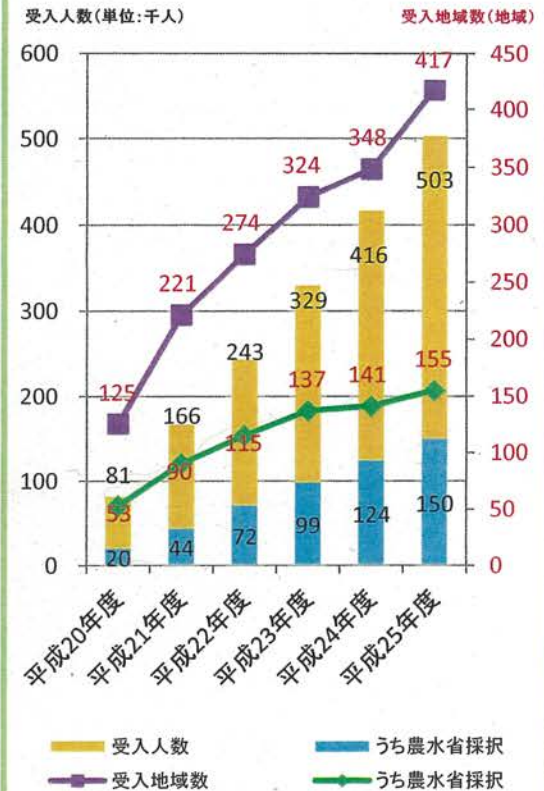
取組の主な経緯

- 平成20年4月
総務省、文部科学省、農林水産省の3省が連携し、予算措置として「子ども農山漁村交流プロジェクト」を開始
- 平成20年7月
「教育振興基本計画」
・小学校における自然体験・集団宿泊体験の推進
- 平成22年3月
「食料・農業・農村基本計画」
・子供の農山漁村での宿泊・体験・地元住民との交流を促進

子ども農山漁村交流プロジェクトの推進体制



これまでの実績(累計)



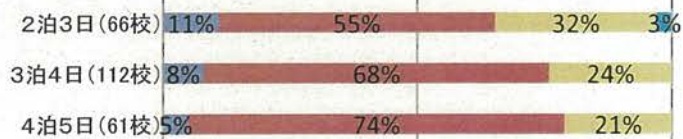
【取組による地域コミュニティの活性化効果】



資料:農林水産省農村振興局都市農村交流課「子ども農山漁村交流プロジェクトアンケート調査(2012年6月調べ)」[H20~23年度の137モデル地域を対象とし、120地域が複数回答。]

【農山漁村での宿泊体験による教育効果(宿泊数別)】

○勉強や運動が不得意な児童を助けるなど、優しさや思いやりの気持ちが深まった



資料:文部科学省「農山漁村での長期宿泊体験による教育効果の評価結果について」(平成21年11月5日)より農林水産省作成

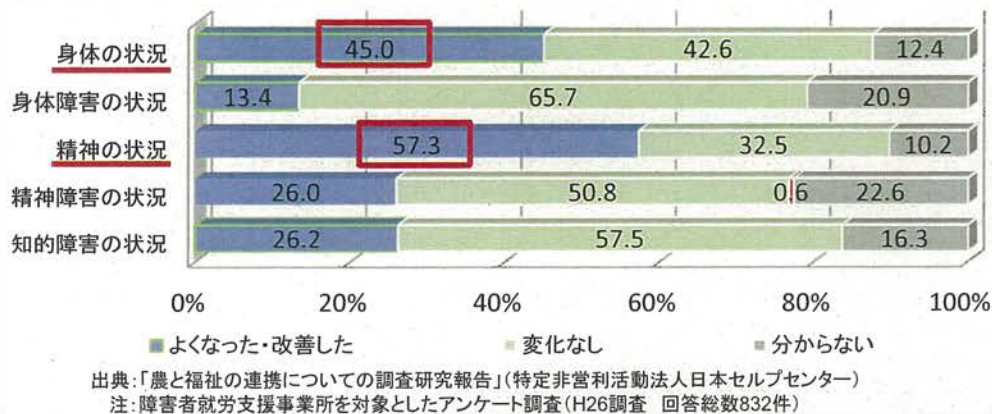
今後取り組むべき課題

- 教育効果をより高めるための滞在日数確保のほか、質の高い教育プログラムを提供できる人材の育成等を推進。
- 本プロジェクトを契機として、姉妹都市間、近隣市町村間などの自治体間交流を促進し、学校と農山漁村の安定的な関係の構築やプログラムの充実を図る。

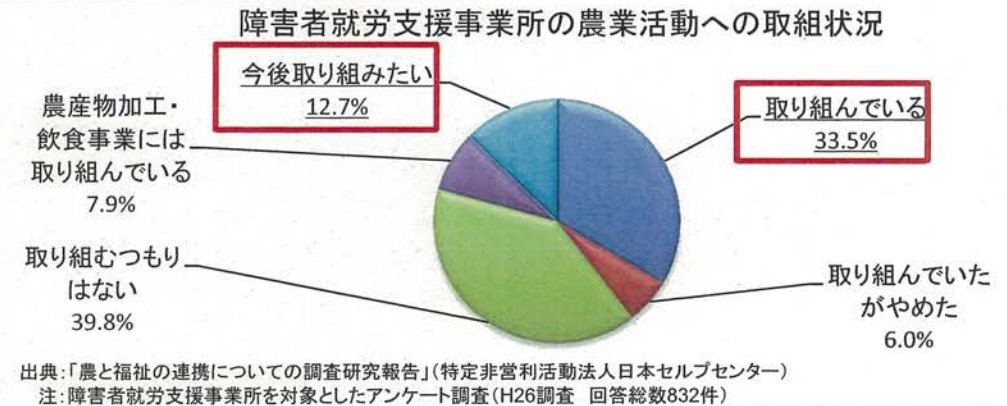
3. 「福祉」との連携

- 近年、福祉分野において、農業を通じて得られる心身のリハビリテーション効果や、共同作業による社会参加促進効果が評価。高齢者の健康づくりや、障害者の就労訓練・雇用の場として、農作業を取り入れたいと考えている福祉施設が増加。
- 平成25年度より、「農」と福祉の連携プロジェクトを立ち上げ、厚生労働省と連携して、高齢者や障害者等を対象とした福祉農園の開設・整備を促進。

農業活動による身体・精神の変化

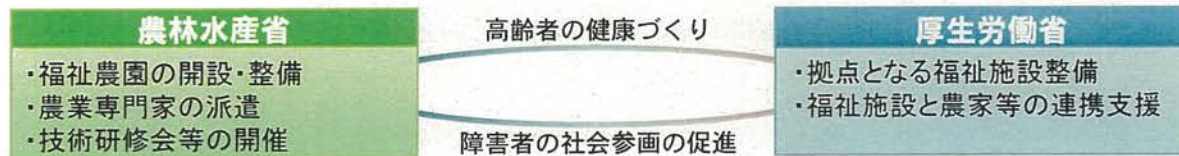


福祉関係者の農業への関心



「農」と福祉の連携プロジェクト

○障害者の就労訓練・雇用や、高齢者の健康づくりの場等として、福祉農園の拡大・定着が図られるよう厚生労働省と連携して支援。



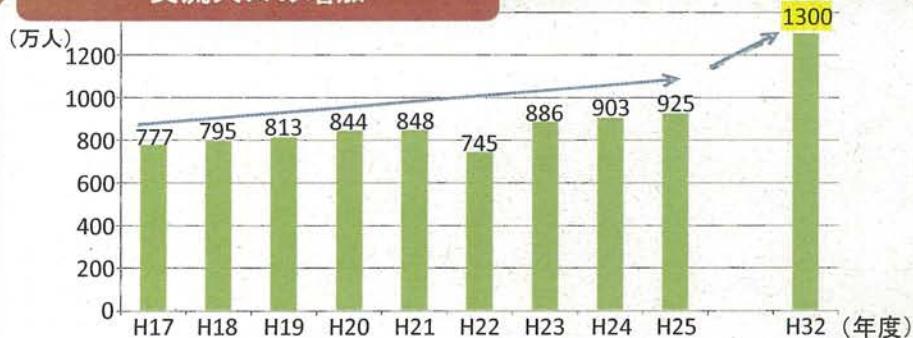
今後取り組むべき課題

- 優良事例集や農業事業立ち上げの手引き等を作成し、広く情報発信することにより、福祉分野における農業・農作業の活用について普及。
- 農業者や農業関係団体と福祉関係団体との相互理解を促進するための意見交換会の開催や、農業関係者と福祉関係者をつなぐコーディネーターの育成のための研修の実施等により、農と福祉の連携を推進。

4. 「観光」との連携

- 従来から、農山漁村地域における滞在型余暇活動を「グリーン・ツーリズム」として推進。農林漁業体験民宿を始め、観光農園や農家レストラン等の地域資源を活用した多様な取組が各地で展開され、交流人口は増加。平成32年度には年間1,300万人とすることを目標。
- 平成25年度には、観光立国実現と農山漁村の活性化に向け、観光庁と農林水産省の間で「農観連携の推進協定」を締結し、農山漁村の魅力と観光需要を結び付ける取組を推進。

交流人口の増加



交流人口：農山漁村地域で滞在型余暇活動を実施する施設※における年間延べ宿泊者数
 ※農林漁家民宿、公的宿泊施設 資料：農林水産省農村振興局調べ

観光事業に取り組む農業経営体数

年度	H17(A)	H22(B)	B/A
農家レストラン	826	1,248	151%
農家民宿	1,492	2,006	134%
貸農園・体験農園等	4,023	5,840	145%
観光農園	7,579	8,768	116%

資料：農林業センサス

農観連携の推進協定に基づく主な連携施策

- ・グリーン・ツーリズムと他の観光の組合せによる、新たな観光需要の開拓
- ・我が国の農山漁村の有する地域資源についての発信の強化
- ・国産農林水産物等を活用した観光地域の魅力向上
- ・訪日外国人旅行者を農山漁村に呼び込むための施策

訪日外国人の誘致

青森県 十和田市ほか※ アジアからの観光客誘致推進協議会

- 県内のアジア人留学生を、外国人(修学旅行生・旅行者)が農家民泊する際に通訳を行う国際語学サポーターとして育成。

- 帰国する留学生を「青森サポーター」に任命し、帰国後、各国で青森県のグリーン・ツーリズムをPRし、誘客活動を展開。

実績※：(H19) 35人 → (H25) 525人

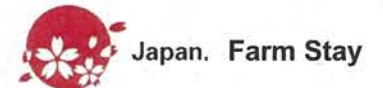
※十和田市、黒石市、平川市、七戸町、南部町の実績



タイの高校生によるリンゴ収穫体験

今後取り組むべき課題

- 所得・雇用の確保に向けて、6次産業化との連携(観光資源としての商品開発等)や農家民宿等の関連事業に取り組む農業経営体の拡大を推進。
- オリンピック・パラリンピックの開催を視野に入れ、訪日外国人旅行者を農山漁村地域に戦略的に呼び込むため、広域観光周遊ルートへの組み込み、農家民宿に係る統一マークの活用による情報発信等を推進。

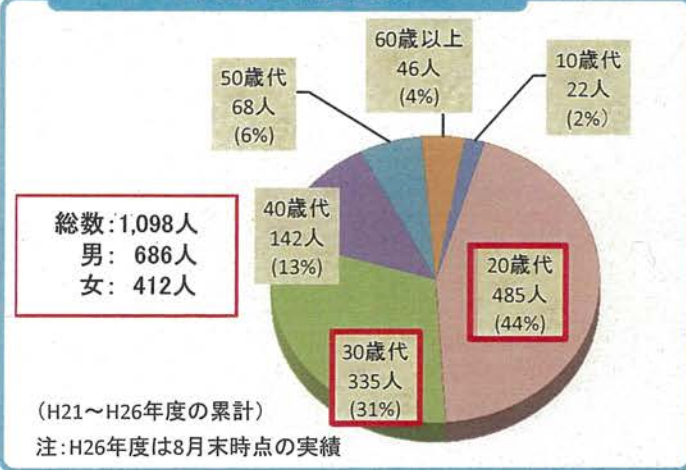


訪日外国人旅行者向けの
統一なロゴマーク

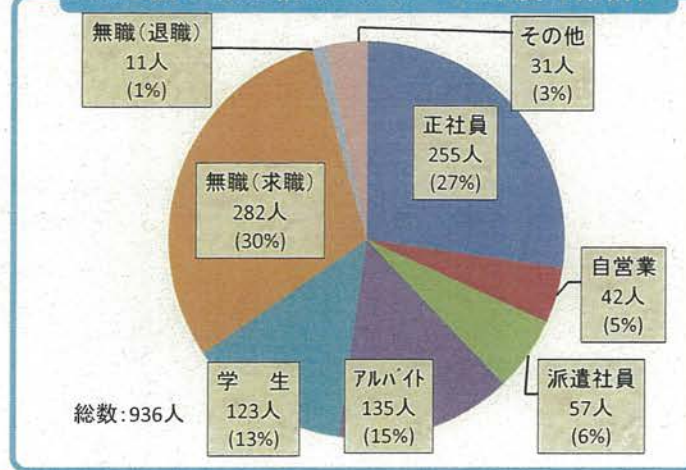
5. 「田舎で働き隊」について

- 農山漁村に都市部の意欲ある若者等を受け入れ、都市農村交流等の地域活性化活動を推進する人材の確保を図ることを目的として、平成21年度に「田舎で働き隊」制度を創設。
- これまでの派遣実績は約1,100名で、20代、30代の若者が約75%。
- 派遣者の半数以上は、活動終了後も農山漁村に残り、地域の活性化のための活動を継続。

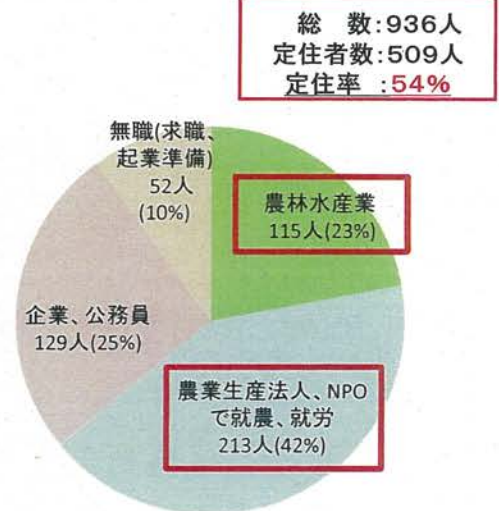
年代別の派遣実績



派遣前の職業構成 (H21～24年度の累計)



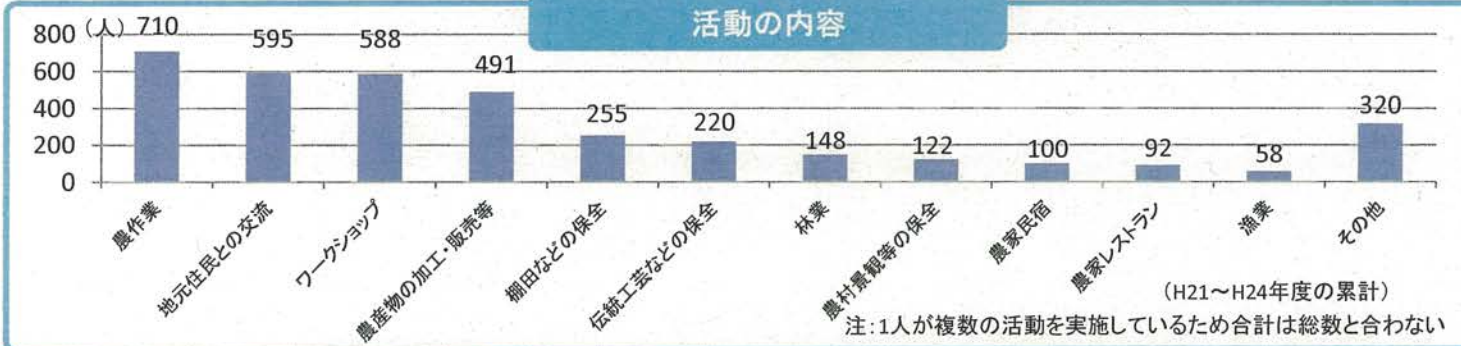
活動後に定住した者の就労状況 (H21～24年度の累計)



注1: H21～24年度の事業実施体へ事業翌年度実施したアンケート結果(267組織から回答)
注2: 定住者数は、派遣翌年度に受入地域に滞在していた人(調査は夏期に実施)で、就労状況は各事業主体に確認
注3: 平成25年度から研修期間が最大3年となったため平成26年時点では研修が終了していない。

資料: 農林水産省「田舎で働き隊」事業実績(概要)

活動の内容



今後取り組むべき課題

- 活動を実施した隊員の地域への更なる定着率の向上を目指し、受入れ側(地域協議会)が、派遣終了後の就業につながるよう活動内容に配慮することや就業情報の提供を行うこと等を促進。
- 地域での効果的・継続的な活動が行えるよう、総務省の「地域おこし協力隊」との有機的な連携(隊員間でのネットワークの構築等)を推進。

6. 今後の施策の検討方向

今後の施策の方向性

- 都市農村交流は、都市住民の農業・農村に対する理解醸成に資するだけでなく、将来的な移住への契機となるとともに、農村部の新たな所得・雇用の確保にもつながる可能性。
- 農村地域の人口減少や高齢化が大きな課題となる中、今後は都市農村交流を、地域の創意工夫を活かしつつ、
 - ① どのように農村地域の所得・雇用の確保に結びつけるか
 - ② 農村地域への移住・定住にどのようにつなげていくのかといった観点を重視し、関係省庁と連携して施策の充実強化を図ることが重要。

具体的な検討方向案

1 所得・雇用の確保

- ① 新たな需要の開拓に向けた農業と観光、教育、福祉等との一層の連携
- ② 地域資源を活用した内発的な経済活動等による魅力ある地域づくり
- ③ 都市部の人材や若者・女性、高齢者の視点を活かした魅力ある地域づくり

2 交流から移住・定住へ

- ① 総合的な情報プラットフォームの構築に向けた農林水産分野に関する関連情報データの整理・提供
- ② 交流から移住・定住への発展を戦略的に目指す地域レベルの取組への重点的支援
- ③ 「田舎で働き隊」の派遣の推進と定着率の向上
- ④ 農林水産業への新規就業の支援措置等の活用